

議案第108号

財産の無償貸付について

財産を次により無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

伊賀市長 岡本 栄

記

1 無償貸付財産

土地

| | |
|--------|-------------------|
| 所 在 | 伊賀市比土字三谷 4525 番 |
| 地目及び面積 | 山林 122,644 平方メートル |

2 無償貸付の目的

三重県が勧める企業の森制度を活用し、民間企業の資本により市有山林の整備を行い、その資産価値を高めるとともに、自然環境の保全を図ろうとするものである。

3 無償貸付の相手方

伊賀市予野字鉢屋4713番地
三重中央開発株式会社
代表取締役社長 金子 文雄

4 無償貸付の期間

平成30年11月1日から5年間